

平成21年第3回邑南町議会臨時会議事日程

平成21年5月12日（火）

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

平成21年第3回邑南町議会臨時会追加議事日程

平成21年5月12日（火）

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発議第1号 邑南町議会委員会条例の一部改正について

追加日程第6 常任委員会委員の選任

追加日程第7 常任委員会委員長、副委員長の互選

追加日程第8 議会運営委員会委員の選任

追加日程第9 議会運営委員会委員長、副委員長の互選

追加日程第10 議会広報特別委員会の設置

追加日程第11 浜田作木線改良促進特別委員会の設置

追加日程第12 地域情報化特別委員会の設置

追加日程第13 特別委員会委員の選任

追加日程第14 特別委員会委員長、副委員長の互選

追加日程第15 邑智郡総合事務組合議会議員の選挙

追加日程第16 邑智郡公立病院組合議会議員の選挙

追加日程第17 江津邑智消防組合議会議員の選挙

追加日程第18 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第45号 監査委員の選任の同意について

追加日程第19 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて

（平成20年度邑南町一般会計補正予算第6号）

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて

（平成20年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号）

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて

（平成20年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号）

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて

（平成20年度邑南町老人保健事業特別会計補正予算第3号）

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて

- (平成20年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号)
- 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて
(平成20年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号)
- 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて
(平成20年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号)
- 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町税条例等の一部改正)
- 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町国民健康保険税条例の一部改正)
- 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて
(平成21年度邑南町一般会計補正予算第1号)

平成21年第3回邑南町議会臨時会追加議事日程

平成21年5月12日(火)

追加日程第20 閉会中の継続調査の付託

平成21年 第3回 邑南町議会臨時会会議録

平成21年5月12日(火)

—— 午前11時10分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 臨時議長の紹介

- 屋原事務局長(屋原進) おはようございます。議会事務局長の屋原でございます。どうぞよろしく  
お願いいたします。本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるま  
の間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務  
を行うこととなっております。出席議員の中で、高本勝藏議員が年長の議員さんでございます。ご  
紹介いたします。高本勝藏議員、よろしくをお願いいたします。議長席にご登壇ください。

(高本議員、議長席に着席)

~~~~~○~~~~~

臨時議長のあいさつ

- 高本臨時議長(高本勝藏) ただいま、紹介をいただきました、高本勝藏でございます。これから地
方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願
いいたします。ここで、開議に先立ちまして、当選の榮譽により議席を得られました議員の皆さまから
自己紹介をお願いし、続いて町長のごあいさつをいただき、その後、執行部の皆さま、それぞれ簡
単に自己紹介をお願いしたいと思っております。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

~~~~~○~~~~~

### (議員自己紹介)

- 高本臨時議長(高本勝藏) ご異議がないようでございますので、最初に議員の皆さまにご着席の前

列の右側から、自席において、順次お願いしたいと思います。住所、氏名は必ずいれていただき、簡潔に自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 大屋議員(大屋光宏)** 矢上の大屋光宏です。1期目で1番若い41歳です。よろしくお願いいたします。
- 宮田議員(宮田秀行)** 中野の宮田秀行と申します。よろしくお願いいたします。
- 中村議員(中村昌史)** 下口羽の中村昌史でございます。よろしくお願いいたします。
- 日野原議員(日野原利郎)** 矢上の日野原利郎です。よろしくお願いいたします。
- 清水議員(清水優文)** 矢上の清水優文でございます。補欠から正選手にいただきました。よろしくお願いいたします。
- 辰田議員(辰田直久)** 失礼します。中野の辰田直久です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 松本議員(松本正)** 失礼します。矢上出身の松本正でございます。よろしくどうぞお願いします。
- 亀山議員(亀山和巳)** 邑南町市木46番地、亀山和巳でございます。またよろしくお願いいたします。
- 日高議員(日高學)** 岩屋の日高學でございます。よろしくお願いいたします。
- 石橋議員(石橋純二)** 瑞穂地域高原出身の石橋純二でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 山中議員(山中康樹)** 旧瑞穂町高原田の原集落の山中康樹でございます。よろしくお願いいたします。
- 三上議員(三上徹)** 旧羽須美の上田地区出身、三上徹でございます。よろしくお願いいたします。
- 長谷川議員(長谷川敏郎)** 日本共産党の長谷川敏郎です。引き続きよろしくお願いいたします。
- 日高議員(日高勝明)** 社会民主党の日高勝明でございます。住所は鱒、田所地区鱒渕。10期目の議会活動に入らせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 高本議員(高本勝藏)** 高本勝藏でございます。出身は井原の断魚でございます。よろしくお願いいたします。
- 高本臨時議長(高本勝藏)** 以上で議員の皆さまの自己紹介が終わりました。

~~~~~○~~~~~

(町長あいさつ・執行部の紹介)

- 高本臨時議長(高本勝藏)** 続きまして、執行部の皆さまに、お願いいたします。初めに石橋町長の、ごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 石橋町長(石橋良治)** 仮議長さんのお許しをいただきましたので、執行部を代表いたしまして、15名の議員の皆さま方にご当選のお祝いを申し上げたいと思います。誠におめでとうでございます。皆さま方の中には再度この議場でお会いした方もいらっしゃいます。また、4名の新しい議員さんが誕生されていらっしゃいます。いずれにしましてもそれぞれの立場で地域を代表して、この議場で私どもと議論をさせていただくことを大変光栄に思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたしますと思います。今行政といたしましては、21年度予算を認めていただきましたので、それを粛々と着実に実行して町民の皆さま方に本当に実感していただくことが大事だろうというふうに思っております。あわせて、昨年暮れから雇用対策本部を緊急雇用対策本部を立ちあげておりますけれども、引き続きこれについては鋭意努力をしておりますし、4月28日に、また新型インフルエンザの対策本部を立ちあげて、刻々と変わる状況に対応している状況でございます。この本部についても一生懸命努力してまいりたいというふうに思っております。あわせて国でも21年度の予算あるいは補正等々が今審議されておりますけれども、国のこういった対策に呼応して遅滞なく町儀も行政も進めてまいりたいと思いますので、今後ともそういう点でもご指導賜りたいというふうに思います。いずれにしましても町行政も課題山積でございます。皆さま方のご指導いただきながら一

生懸命進めてまいりたいと思いますので今後ともよろしくお願い申しあげまして、皆さま方のご当選のお祝いのあいさつとさせていただきます。おめでとうございます。

- **高本臨時議長(高本勝藏)** ありがとうございます。続きまして、副町長以下、執行部の自己紹介をしていただきます。自己紹介は自席でお願いいたします。桑野副町長さん側から向かって左側の席の自己紹介をして、させていただきます。それから右側、日高教育委員長さん側の席の自己紹介をお願いいたします。それではよろしくお願いをいたします。
- **桑野副町長(桑野修)** 副町長の桑野でございます。よろしくお願いをいたします。
- **日高総務課長(日高禎治)** 総務課の日高でございます。よろしくお願いをいたします。
- **細貝定住企画課長(細貝芳弘)** 失礼します。定住企画課の細貝と申します。よろしくお願いをいたします。
- **藤間財政課長(藤間修)** 財政課長の藤間です。よろしくお願いをいたします。
- **大矢保健課長(大矢輝美)** 保健課長の大矢でございます。よろしくお願いをいたします。
- **三上福祉課長(三上洋司)** 福祉課長。福祉課長兼福祉事務所長の三上でございます。よろしくお願いをいたします。
- **東税務課長(東義正)** 税務課長の東義正でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。
- **洲濱建設課長(洲濱芳文)** 建設課の洲濱芳文でございます。よろしくお願いをいたします。
- **松川水道課長(松川好史)** 水道課長の松川好史でございます。よろしくお願いをいたします。
- **表町民課長(表正司)** 町民課長の表正司でございます。よろしくお願いをいたします。
- **安原情報推進課長(安原賢二)** 情報推進課長の安原です。よろしくお願いをいたします。
- **藤田農林振興課長(藤田憲司)** 農林振興課長の藤田憲司です。よろしくお願いをいたします。
- **日高教育委員長(日高隆)** 教育委員長の日高隆でございます。よろしくお願いをいたします。
- **土居教育長(土居達也)** 教育長の土居達也です。どうぞよろしくお願いをいたします。
- **藤井会計課長(藤井克史)** 会計課長の藤井克史でございます。よろしくお願いをいたします。
- **實田監査委員(實田讓)** 監査委員をしております實田讓です。よろしくお願いをいたします。
- **三上学校教育課長(三上俊二)** 学校教育課長の三上と申します。よろしくお願いを申し上げます。
- **森岡生涯学習課長(森岡弘典)** 生涯学習課長の森岡弘典です。よろしくお願いをいたします。
- **佐々木瑞穂支所長(佐々木孝義)** 瑞穂支所長の佐々木孝義でございます。よろしくお願いをいたします。
- **福田羽須美支所長(福田誠治)** 羽須美所長の福田と申します。よろしくお願いをいたします。
- **高本臨時議長(高本勝藏)** ありがとうございます。

~~~~~○~~~~~

#### (開会・開議宣告)

- **高本臨時議長(高本勝藏)** ただいま議員、15名、全員出席しております。定足数に達しておりますので、これより平成21年第3回邑南町議会臨時会を開催、開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布しております。

~~~~~○~~~~~

(日程第1 仮議席の指定)

- **高本臨時議長(高本勝藏)** 日程第1、仮議席の指定。仮議席の指定をいたします。仮議席は、ただ今、ご着席の自席といたします。ここで暫時休憩といたします。開会時間は後ほどご連絡いたします。

—— 午前11時11分 休憩 ——

—— 午前 11 時 25 分 再開 ——

(執行部退席、選挙準備)

~~~~~○~~~~~

## (日程第2 議長の選挙)

- 高本臨時議長(高本勝藏)** 再開いたします。議長の選挙。これより議長の選挙を行います。選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により投票により行うことにいたします。議場の出入り口を閉鎖いたします。

(議場の閉鎖、事務局長、議場の閉鎖を確認)

- 高本臨時議長(高本勝藏)** ただ今の出席議員数は15名でございます。次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番大屋議員、2番宮田議員を指名いたします。それでは投票用紙を配布いたします。

(事務局長、投票用紙を配布する。)

- 高本臨時議長(高本勝藏)** 念のために申しあげます。投票は単記無記名でございます。白票はこれを無効といたします。投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

- 高本臨時議長(高本勝藏)** 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(事務局長、投票箱の点検を行う。)

- 高本臨時議長(高本勝藏)** 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

- 屋原事務局長(屋原進)** 1番、大屋議員。2番、宮田議員。3番、中村議員。5番、日野原議員。6番、清水議員。7番、辰田議員。8番、松本議員。9番、亀山議員。10番、日高學議員。11番、石橋議員。13番、山中議員。14番、三上議員。15番、長谷川議員。16番、日高勝明議員。12番、高本議員。

(最後に臨時議長が議長席で投票し、事務局長が投票箱へ投入する。)

- 高本臨時議長(高本勝藏)** 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

- 高本臨時議長(高本勝藏)** 投票漏れなしと認めます。これをもって投票を終わります。ただいまから、開票を行います。1番、大屋議員、2番、宮田議員。開票の立会をお願いいたします。

(事務局長開票する。臨時議長、1番議員、2番議員は立会。)

- 高本臨時議長(高本勝藏)** 選挙の結果を報告いたします。投票総数15票、有効投票15票、無効投票はありませんでした。有効投票のうち、三上議員14票、長谷川議員1票、以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、三上議員が議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

(事務局長、議場の閉鎖を解く。)

- 高本臨時議長(高本勝藏)** ただいま議長に当選をされました三上議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。議長に当選されました三上議員に当選の受諾及びごあいさつをお願いいたします。

- 三上議長(三上徹)** 謹んでお受けをいたします。微力ではありますが、一生懸命がんばりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

- 高本臨時議長(高本勝藏)** 以上をもちまして、臨時議長としての職務はすべて終了いたしました。

皆さんの、ご協力誠にありがとうございました。ここで休憩といたします。はい、ありがとうございました。再開は11時45分といたします。

—— 午前11時35分 休憩 ——

—— 午前11時52分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(日程の追加)

- 三上議長(三上徹)** それでは開会、再開前に、一言ごあいさつを申し上げます。先ほどは大勢の方から議長にというご推挙をいただきまして誠にありがとうございます。あのう、非常に光栄に存じております。先ほど申しあげましたとおり微力ではございますが、これからの任期全うしたいと思います。議会基本条例を一昨年制定いたしまして、今からがいよいよ議会としての邑南町新しく生まれ変わる今期と思っております。特にその中でもありますように、議員同士が大いに討論をし、それからいろいろなものを生み出しながら執行部共々邑南町発展のために一翼を担う所存でございますので、皆様のご協力、そしてご支援をお願いして、これから邑南町議会の益々の発展を願いながらがんばっていきたく思いますのでどうかよろしく願いいたします。それでは再開をいたします。お諮りいたします。ただいま、お手元に配布いたし、いたしましたとおり、追加日程第1、議席の指定から追加日程第19、議案の上程、説明、質疑、討論、採決までを日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹)** 異議なしと認めます。したがって、追、追加日程第1、議席の指定から追加日程第19、議案の上程、説明、質疑、討論、採決までを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### (追加日程第1 議席の指定)

- 三上議長(三上徹)** 追加議事日程第1、議席の指定。これより会議規則第3条第2項の規定によりまして、議長において議席の指定を行います。事務局長より議席番号、氏名を朗読させますので定められた席に、ご着席をお願いいたします。はい、事務局長。
- 屋原事務局長(屋原進)** それでは朗読いたします。1番、大屋議員。2番、宮田議員。3番、中村議員。5番、日野原議員。6番、清水議員。7番、辰田議員。8番、松本議員。9番、亀山議員。10番、日高學議員。11番、石橋議員。12番、高本議員。13番、山中議員。14番、長谷川議員。15番、日高勝明議員。16番、三上議員。以上でございます。
- 三上議長(三上徹)** 以上で議席の指定を終わります。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第2 会議録署名議員の指名)

- 三上議長(三上徹)** 追加日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。3番、中村議員、5番、日野原議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### (追加日程第3 会期の決定)

- 三上議長(三上徹)** 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日5月12、12日の1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがって会期は、本日5月12日の1日限りと決定をいたしました。ここで暫時休憩といたします。その間この場でお願いをいたします。

—— 午前 11時 55分 休憩 ——

—— 午前 11時 56分 再開 ——

- 三上議長(三上徹) それでは、再開をいたします。ここで休憩といたします。再開は1時15分といたします。

—— 午前 11時 56分 休憩 ——

—— 午後 1 時 15分 再開 ——

~~~~~〇~~~~~

(追加日程第4 副議長の選挙)

- 三上議長(三上徹) それでは、再開をいたします。日程第4、副議長の選挙。これより副議長の選挙を行います。選挙は地方自治法第118条第1項の規定により投票により行うことにいたします。議場の出入り口を閉鎖いたします。

(議場の閉鎖、事務局長、議場の閉鎖を確認)

- 三上議長(三上徹) ただ今の出席人数は15名でございます。次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、清水議員、7番、辰田議員、ええんかいのお、はい、辰田議員を指名いたします。それでは投票用紙を配布いたします。

(事務局長、投票用紙を配布する。)

- 三上議長(三上徹) 念のために申しあげます。投票は単記無記名でございます。白票はこれを無効といたします。投票用、投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(事務局長、投票箱の点検を行う。)

- 三上議長(三上徹) 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長がぎぜき、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

- 屋原事務局長(屋原進) 1番、大屋議員。2番、宮田議員。3番、中村議員。5番、日野原議員。6番、清水議員。7番、辰田議員。8番、松本議員。9番、亀山議員。10番、日高學議員。11番、石橋議員。12番、高本議員。13番、山中議員。14番、長谷川議員。15番、日高勝明議員。16番、三上議員。

(最後に議長が議長席で投票し、事務局長が投票箱へ投入する。)

- 三上議長(三上徹) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 投票漏れなしと認めます。これをもって投票を終わります。ただいまから、開票を行います。6番、清水議員、7番、辰田議員。開票の立会をお願いいたします。

(事務局長開票する。議長、6番議員、7番議員は立会。)

- 三上議長(三上徹) それでは投票の結果を報告いたします。投票総数15票、有効投票13票、無効投票2票であります。有効投票のうち、辰田議員12票、長谷川議員1票、以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は4票でございます。したがって、辰田議員が副議長に当選をされました。議場の閉鎖を解きます。

(事務局長、議場の閉鎖を解く。)

- 三上議長(三上徹) ただいま副議長に当選をされました辰田議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。副議長に当選されました辰田議員に当選の受諾及びごあいさつをお願いいたします。
- 辰田副議長(辰田直久) (辰田議員、副議長当選承諾のあいさつを行う。)

~~~~~○~~~~~

### (追加日程第5 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決)

- 三上議長(三上徹) 追加日程第5、議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。発議第1号、邑南町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 日高議員(日高勝明) 議長。
- 三上議長(三上徹) はい、15番、日高勝明議員。

(議員登壇)

- 日高議員(日高勝明) 発議第1号を、ご説明いたします。邑南町議会委員会条例の一部改正の条例をお示しをしておりますが、詳細につきましては新旧対照表を後ほどご覧いただけますとその詳細がお分かりいただけると存じますので、詳細にあたっては、また説、あのう、口頭をもって説明を申し上げます。まず、議案の方はぐっていただきまして、別紙を朗読をさせていただきます。邑南町議会委員会条例の一部を改正する条例、邑南町議会委員会条例、括弧平成16年邑南町条例第213号の一部を次のように改正する。第17条第2項中第1号を第2号に改める。別表中9人を8人に、会計課・選挙管理委員会に属する事項、他の委員会に属さない事項を会計課、他の委員会に属さない事項に。教育委員会、教育委員会に属する事項を、教育委員会に属する事項、選挙管理委員会に属する事項に改める。付則この条例は公布の日から施行する。以上でございますが、第17条の第2項でございます。これは邑南町議会傍聴規則を準用する規定でございますが、条例中の規則番号が第1号となっております。これを第2号と修正しようとするものでございます。次に第2条の関係の別表がございます。この別表の常任委員会及び、この定数や所管を定められておりますけれども、この中におきまして議会議員の定数が先日行われました選挙で18名から15名になったわけでございますが、この現条例におきましては9名となっております。これによって常任委員会を構成いたしました場合には委員会における表決者が議員総数の半数以上になり、積極的なこの多様な議論を交換していく議会基本条例の精神に反するところがございます。議員相互の自由闊達な討論を推進する上にも少なからず影響が出るものと思われましてことから、この数を9名から8名に改めようとするものでございます。同じくその別表でございますが、総務常任委員会の所管の中に選挙管理委員会の事務局が謳われておりますが、これは役場の機構改革によりまして町民課が担当をすることになっておりますから、議会の所管と町機構としての相がございまして。そういったところを改めて教育民生常任委員会の方に選挙管理委員会の所管を移そうと、その点を今回訂正をお願いするものでございますので、趣旨をご賛同いただきまして、全員のご賛同をいただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。
- 三上議長(三上徹) 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 無いようでございますので、質疑を終わります。

(議員降壇)

- 三上議長(三上徹) これより討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。発議第1号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

- 三上議長(三上徹) はい、全員賛成。したがって、発議第1号、邑南町議会委員会条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで休憩といたします。暫時休憩といたします。

—— 午後 1 時 3 4 分 休憩 ——

—— 午後 3 時 1 7 分 再開 ——

(各常任委員会委員名簿を配布)

~~~~~○~~~~~

(追加日程第6 常任委員会委員の選任)

- 三上議長(三上徹) それでは、再開をいたします。追加日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りをいたします。常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしております名簿のとおり指名をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### (追加日程第7 常任委員会委員長、副委員長の互選)

- 三上議長(三上徹) 追加日程第7、常任委員会委員長、副委員長の互選を議題といたします。常任委員会の委員長及び副委員長を、委員会条例第9条第1項の規定により互選していただき、決定次第、ご報告をお願いします。ここで暫時休憩といたします。この場でお待ちください。

(各常任委員会の正副委員長名簿、議会運営委員会委員名簿を配布)

—— 午後 3 時 1 8 分 休憩 ——

—— 午後 3 時 2 0 分 再開 ——

- 三上議長(三上徹) 再開をいたします。各常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。各常任委員会の委員長及び副委員長は、お手元に配布いたしました名簿のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第8 議会運営委員会委員の選任)

- 三上議長(三上徹) 追加日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りをいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定によりまして、お手元に配布しております名簿のとおり指名をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがいまして、議会運営委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

**(追加日程第9 議会運営委員会委員長、副委員長の互選)**

- 三上議長(三上徹) 追加日程第9、議会運営委員会委員長、副委員長の互選を議題といたします。議会運営委員会の委員長及び副委員長を、委員会条例第9条第1項の規定により互選をしていただき、決定次第、ご報告願います。ここで暫時休憩といたします。その場でしばらくお待ちください。

(議会運営委員会の正副委員長名簿、特別委員会の設置を配布)

—— 午後 3 時 2 1 分 休憩 ——

—— 午後 3 時 2 3 分 再開 ——

- 三上議長(三上徹) 再開をいたします。議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果報告をいたします。議会運営委員会の委員長及び副委員長は、お手元に配布いたしました名簿のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第10 議会広報特別委員会の設置)

- 三上議長(三上徹) 追加日程第10、議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。お諮りをいたします。委員会条例第6条の規定によりまして、お手元に配布いたしておりますとおり、議会広報に関する調査研究について6名の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託のうえ調査をすることとし、調査期間は調査終了までとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがいまして、議会広報に関する調査研究について6名の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託のうえ調査をすることとし、調査期間は調査終了までとすることを決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

**(追加日程第11 浜田作木線改良促進特別委員会の設置)**

- 三上議長(三上徹) 追加日程第11、浜田作木線改良促進特別委員会の設置についてを議題といたします。お諮りをいたします。委員会条例第6条の規定によりまして、お手元に配布いたしておりますとおり、主要地方道浜田作木線改良促進に関する調査研究について6名の委員をもって構成する浜田作木、浜田作木線改良促進特別委員会を設置し、これに付託のうえ調査をすることとし、調査期間は調査終了までとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがいまして、主要地方道浜田作木線改良促進に関する調査研究について6名の委員をもって構成する浜田作木線改良促進特別委員会を設置し、これに付託のうえ調査をすることとし、調査期間は調査終了までとすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第12 地域情報化特別委員会の設置)

- 三上議長(三上徹) 追加日程第12、地域情報化特別委員会の設置についてを議題といたします。お諮りをいたします。委員会条例第6条の規定によりまして、お手元に配布いたしておりますとお

り、高度情報推進に関する調査研究について7名の委員をもって構成する地域情報化特別委員会を設置し、これに付託のうえ調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがって、高度情報推進に関する調査研究について7名の委員をもって構成する地域情報化特別委員会を設置し、これに付託のうえ調査することとし、調査期間は調査終了までとすることに決定をいたしました。ここで暫時休憩といたします。この場でお待ちください。

(特別委員会委員の名簿を配布)

—— 午後 3 時 2 6 分 休憩 ——

—— 午後 3 時 2 7 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### (追加日程第13 特別委員会委員の選任)

- 三上議長(三上徹) 追加日程第13、特別委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りをいたします。特別特別委員会委員の選任につきましては委員会条例第7条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしております名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがって、特別委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第14 特別委員会委員長、副委員長の互選)

- 三上議長(三上徹) 追加日程第14、特別委員会委員長、副委員長の互選を議題といたします。特別委員会の委員長及び副委員長を、委員会条例第9条第1項の規定により互選をしていただき、決定次第、報告をお願いいたします。ここで暫時休憩といたします。その場でお待ちください。

(特別委員会の正副委員長及び一部事務組合議会議員名簿を配布)

—— 午後 3 時 2 8 分 休憩 ——

—— 午後 3 時 3 0 分 再開 ——

- 三上議長(三上徹) 再開をいたします。特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果を報告をいたします。特別委員会の委員長及び副委員長は、お手元に配布いたしました名簿のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

### (追加日程第15 邑智郡総合事務組合議会議員の選挙)

- 三上議長(三上徹) 追加日程第15、邑智郡総合事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定をいたしました。お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがいまして、議長が指名することに決定をいたしました。それでは、指名をさせていただきます。邑智郡総合事務組合議会議員に、邑智郡総合事務組合議会議員に松本正議員、山中康樹議員、長谷川敏郎議員、三上徹議員を指名をいたします。お諮りをいたします。ただいま指名いたしました4名の議員を邑智郡総合事務組合議会議員の当選人とさ、定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名いたしました松本正議員、山中康樹議員、長谷川敏郎議員、三上徹議員が邑智郡総合事務組合議会議員に当選されました。ここで暫時休憩をいたします。その場でお待ちください。

—— 午後 3 時 3 2 分 休憩 ——

—— 午後 3 時 3 3 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(追加日程第16 邑智郡公立病院組合議会議員の選挙)

- 三上議長(三上徹) 追加日程第16、邑智郡公立病院組合議会議員の選挙を行います。お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがいまして選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定をいたしました。お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することに行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがいまして、議長が指名することに決定をいたしました。それでは指名をさせていただきます、いただきます。邑智郡公立病院組合議会議員に宮田秀行議員、辰田直久議員、松本正議員、石橋純二議員、三上徹議員を指名いたします。お諮りをいたします。ただいま指名いたしました5名の議員を邑智郡公立病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名いたしました宮田秀行議員、辰田直久議員、松本正議員、石橋純二議員、三上徹議員が邑智郡公立病院組合議会議員に当選されました。

~~~~~○~~~~~

### (追加日程第17 江津邑智消防組合議会議員の選挙)

- 三上議長(三上徹) 追加日程第17、17、江津邑智消防組合議会議員の選挙を行います。お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがいまして、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定をいたしました。お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することに行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがいまして、議長が指名することに決定をいたしました。それでは、指名をさせていただきます。江津邑智消防組合議会議員の、議員に山中康樹議員、三上徹議員を指名いたします。お諮りをいたします。ただいま、指名いたしました2名の議員を江津邑智消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名しました山中康樹議員、三上徹議員が江津邑智消防組合議会議員に当選されました。ここで暫時休憩といたします。それでは再開は3時45分といたします。

—— 午後 3 時 3 6 分 休憩 ——

(執行部着席)

~~~~~〇~~~~~

- 三上議長(三上徹) それでは執行部に来ていただきました。再開前に一言ごあいさつを申し上げます。今回の議長改選におきまして、多数の皆さまのご推挙により、私が議長を務めることになりました。微力ではありますが、一生懸命がんばりたいと思いますので、執行部の皆さまどうかよろしく願いいたします。それでは再開前に執行部、町長の方から報告をしたいという申し出がございましたので報告を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) はい、番外。

- 三上議長(三上徹) はい、石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) 少しお時間をいただきまして行政報告をさせていただきますというふうに思います。まず、定額給付金でございますけれども、昨年度議決いただきました定額給付金につきましては3月30日の第1回目の給付を皮切りに、本日までのところで件数において約93%、給付額において約94%の給付率となっているところでございます。できるだけ早急な給付を心がけて事務を推進しているところでございます。なお、要綱において給付開始事務を進めてから6か月の間において申請をしていただくことになっており、残りの方々については今後申請を行っていただくよう周知を図ってまいることとしております。次に、割り増し特権いわゆるプレミアム付き商品券の点でございますけれども、一世帯あたり5セット、金額に直し、直しますと5万円までとして、1万2千500セット準備いたしました。邑南町割り増し特典付き商品券を4月13日から販売したところでございますが、5月11現在において約70%強の販売率となっております。販売時における混乱などはなく推移しております。この販売期間は今年29日までとなっておりますが、町内購買の促進の一助とするものであり、多くの売れ残りのないよう工夫も必要と考えていまして、まあ、今後売れ行き状況を勘案し、現在の購入限度額を少し上げることや、販売期間の延長をするなど、第2段階の対応も考えていきたいと思っておりますのでよろしく願いします。まあ、なお、利用期間は9月末日までとなっております。次に新型インフルエンザ対策についてであります。メキシコを中心とした、まあ、いわゆる豚インフルエンザが発生し、現在WHOにおいては人から人への感染が2か国以上で起き、大流行の危機が切迫している状況として、フェイズ5の段階まで引き上げております。これらを受けて邑南町におきましての状況について、5月1日段階までの対策状況を議員の皆さまには文書をもってお知らせしているところでございます。4月28日には、邑南町新型インフルエンザ対策本部を、私を本部長として設置し、予防対策等住民の皆さまに呼びかけてきているところでございます。また同日付で新型インフルエンザ対策として、マスクや防護服、

防疫薬品などを備蓄するため、平成21年度邑南町一般会計補正予算を先決させていただき、事務にあたっているところでございます。5月1日には手洗いやうがいなどの徹底を呼びかけるチラシを行政連絡員の方々を通じ、全戸配布をさせていただきました。また国内発生の状況などの見ながら住民の方々に予防のためマスクを配布するための準備作業を行ってきております。総合窓、総合相談窓口の設置は4月28日の時点で設置をしておりますが、現時点での相談はございません。一方島根県においては現在、発熱相談センターの設置を行っており、市町村においても国内発生の段階から設置を求められており、協議の結果保健課内に設置することと決定させていただいております。また発熱外来につきましては、県内医療機関で現在8か所となっております。大田県域においては大田市立病院が指定されており、状況に応じて邑智病院にも設置されることとなっております。これに伴い明日13日でございますが、邑智病院において発熱外来の診療体制のシュミレーションを行うこととしており、町からも必要な場合職員の応援を行うこととしております。5月9日には、まあ、機内とはいえ、国内での新型インフルエンザの初確認がありましたが、国としては国内発生の段階の行動を起こしておりません。島根県においても同調しており、邑南町としましても国内状況なども見ながら対応してまいりたいと考えております。まあ、報告の最後でございますが、平成21年4月10日の政府与党会議、経済危機対策閣僚会議、合同会議において経済危機対策が発表されました。その中で地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安心安全の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう地域活性化経済危機対策臨時交付金を交付することとされ、4月27日に国会に提出された平成21年度補正予算案に1兆円が計上をされたところでございます。この交付金は平成20年度の補正予算で創設された地域活性化生活対策臨時交付金とほぼ同じ仕組みのもので、今回邑南町への交付限度額については5億4千400万円が試算されているところであります。なお、地域活性化経済危機対策臨時給付金とは別に、地域活性化公共投資臨時交付金も合計で1兆3千790億円が予算計上をされておりますけれども、これについての詳細はまだ分かっておりません。まあ、これから事業の洗い出しを行い、6月議会にて議会とご相談しながら、まあ、さらに精査し、9月議会に計上することを目途に作業を進めておることとしております。以上、報告申しあげたいと思います。

●三上議長(三上徹) 執行部の報告を以上で終わります。

—— 午後 3 時 5 4 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### (追加日程第18 議案の上程、説明、質疑、討論、採決)

●三上議長(三上徹) それでは再開をいたします。日程第18、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第45号、監査委員の選任の同意についてを議題といたします。ここで、議案第45号につきましては、石橋議員に直接の利害関係のある事件であると認められ、地方自治法第117条の規定によって除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(石橋議員退席)

●三上議長(三上徹) それでは議案第45号、監査委員の選任の同意について、提出者から提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●三上議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、本日提案いたします議案は監査委員の選任同意についてが1件、補正予算の専決処分の承認を求める件が8件、条例改正の専決処分の承認を求める件が2件でございます。

す。よろしくお願ひ申しあげます。それでは議案第45号の提案理由をご説明申しあげます。本議案は議会議員の中から選任する監査委員について議会の同意を求めるものでございます。石橋純二議員さんをお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申しあげます。

- 三上議長(三上徹) 以上で、議案第45号の提案理由の説明は終わりました。ここでお諮りをいたします。議案第45号につきましては、人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがいまして議案第45号は、質疑、討論を省略して直ちに採決することに決定をいたしました。これより議案第45号を採決いたします。議案第45号に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

- 三上議長(三上徹) はい、全員賛成。したがいまして、議案第45号、監査委員の選任の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。ここで退場されております石橋議員の入場を求めます。

(石橋議員入場)

- 三上議長(三上徹) 石橋議員にお知らせをいたします。議案第45号につきましては、原案のとおり同意することに決定をいたしましたのでお知らせをいたします。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第19 議案の上程、説明、質疑、討論、採決)

- 三上議長(三上徹) 日程第19、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第46号専決処分のしょうみん、承認を求めることについてから議案第55号専決処分の承認を求めることについてまでの10議案を一括上程いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) はい、議長。

- 三上議長(三上徹) はい、町長。

- 石橋町長(石橋良治) それではまず議案第46号から議案第52号までの提案理由をご説明申しあげます。まず議案第46号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成20年度邑南町一般会計補正予算第6号により、歳入歳出それぞれ4千911万9千円を増額することについて専決処分したものでございます。次に議案第47号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成20年度国民健康保険事業特別会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ930万1千円を減額することについて専決処分をしたものでございます。次に議案第48号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成20年度国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号により、歳入歳出それぞれ193万円を減額することについて専決処分したものでございます。次に議案第49号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成20年度邑南町老人保健事業特別会計補正予算第3号により、歳入歳出それぞれ270万円を減額することについて専決処分したものでございます。次に議案第50号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成20年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号により歳入歳出それぞれ58万円を減額することについて専決処分したものでございます。次に議案第51号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成20年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ千172万7千円を減額することについて専決処分したものでございます。次に議案第52号専決処分の承認を求める

ことについてでございますが、これは平成20年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ183万円を減額することについて専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

●**藤間財政課長(藤間修)** 番外。

●**三上議長(三上徹)** 財政課長。

●**藤間財政課長(藤間修)** 議案第46号専決処分の承認を求めることについての平成20年度一般会計補正予算第6号について説明申しあげます。まず表紙をめくっていただきまして1ページ目でございますが、平成20年度邑南町一般会計補正予算第6号でございます。第1条でございますが、歳入歳出それぞれ4千911万9千円を追加いたしまして、123億8千920万5千円とするものでございます。だ、第2項にあります歳入歳出の金額でございますが、第1表歳入歳出予算補正によりますが、これは後ほど事項別明細書の方で詳しくご説明を申しあげます。第2条でございますが、地方債の変更は、第2表地方債補正によるでございます。補正によりますので、捲っていただきまして7ページをご覧ください。先に7ページの第2表、地方債補正でございます。起債の目的でございますが、携帯電話の移動鉄塔でございます。この整備事業債、これが補正前が千600万円でございますが、千590万円、10万円の減額でございます。次に県営道路負担金債、補正前が820万円でございますが、480万円減額で340万円、となります。続きまして現年発生の農業用施設で、その下の土木施設、単独の災害復旧事業債でございますが、それぞれ30万円、10万円と合計40万円の減額で、それぞれ90万円と180万円に変更になっております。1番下の臨時財政対策債でございますが、補正前が2億9千500万円、これが10万円減額になりまして、2億9千400万円となっております。合計いたしまして540万円の減額ということでございまして、地方債の一番下の合計で16億2千180万円の補正前の予算でございましたが、16億1千640万円になるという補正の内容でございます。続きまして、予算に関する説明書の方を捲っていただきまして、これが事項別明細書でございますが、4ページ目でございます。たくさんございますので、主なもの歳入歳出のうち主なものをご説明申しあげます。まず歳入の一番頭でございます。2款地方譲与税がございます。自動車重量譲与税、それから地方道路譲与税、それぞれ242万5千円、433万7千円の減額となっております。これは、まあ、暫定税率分の、あのう、一定割合が市町村に譲与されるわけでございますが、これが減額になっております。以下交付金関係は確定値でございます。5ページの中段の6款の地方消費税交付金。これも290、10万9千円減額となっております。これも、あのう、地方消費税の1%部分の2分の1を市町村に交付するものが減額になっております。以下ゴルフ場関係、交付金関係も確定値でございます。6ページを捲っていただきまして、この2段目の10款の地方交付税、この地方交付税が7千379万4千円の増額となっております。普通交付税と特別交付税がございまして、この特別交付税については3月に交付決定がございまして、合計が5億6千479万4千円の交付決定がまいりまして、合わせまして当初4億9千100万円を見込んでおりましたので、差額の7千379万4千円を補正するものでございます。以下交付金関係、分担負担金関係これは確定値、事業の確定するものでございます。7ページ中段に国庫支出金がございまして、これは主に福祉関係の扶助費等の実績によるものでございます。続きまして7ページから8ページの県支出金もそうでございます。福祉関係の扶助費関係、これの実績によるものでございます。中段の県補助金がございまして、あのう、総務費県補助金のしまね総合交付金等でございますが、これは事業費が確定したものでございます。以下事業費の確定によるものが主でございます。9ページでございますが2段目に17款寄付金がご

ざいます。寄付金の一般寄付金がございまして、合計で129万8千円、これは、あのう、2件ございまして羽須美地域の河野医院の方から15万円。それから伊藤亘二氏の著作権料、これの寄付金が114万8千円。この2件分でございます。これは、あのう、教育関係に対する寄付金でございます。その下にふるさと寄付金が7万円ございますが、これは1万円が7件分のふるさと寄付金でございます。続きまして下の繰入金18款でございますが、これも事業費によ、よって確定するものでございます。それから10ページ20款の諸収入、雑入でございますが消防団の退職報、報、報奨金が118万1千円の増額、雑入が1千万、1千40万4千円減額となっておりますが、大きなものは福祉医療費の返還金が902万3千円の減額と、その他雑入が103万2千円ございますが、これは文化財の調査費の、調査費用の歳入の減でございます。続きまして21款の町債でございますが、これは先ほど申しあげました地方債の補正の内容でございますので省略させていただきます。続きまして11ページ、今度は歳出でございます。2款の総務費、総務管理費、一般管理費が1億4千860万1千円と大きな補正額になつとりますが、ずっと右の方を見ていただきますと減債基金積立金が1億4千854万4千円、これは後年度の公債費対策に対しまして積立をし、し、しております。増額をしております。それから一番下7万円のふるさと寄附金の積立金がございしますが、先ほど歳入のときありました、あのう、寄付金、ふるさと寄付金をそのまま、あのう、積んでおります。今これも基金に積んでおりまして合計224万3千円の基金があるということでございます。以下は事業費の確定分でございます。それから12ページでございます。徴税費の賦課徴収費、償還金が200万円減額になっておりますが、これは平成19年度に税、税源移譲がございまして、その分の過年度分の支払、還付金でございます。これが過年度分は払うんでございますが、現年分、20年度分については歳入がございまして、そちらの方から歳入戻出還付をいたします。その部分が107万円減額になっております。通常分が93万円、合わせて200万円の減額ということでございます。続いて3款の民生費でございますが、これは主に、あのう、歳入のところもございましたが福祉関係の扶助費関係の実績によるものが主なものでございます。その中で、それ以外のもので2の社会福祉施設費がございしますが、その207万5千円の増でございます。その他委託料のところは113万8千円増額になっております。これは香梅園、養護老人ホームの香梅園の指定管理料の実績の増額でございます。その下のくるみ学園、すみません、くるみ邑美園費、この運営費も指定管理料の実績増でございます。以下は実績、扶助費関係の実績でございます。13ページでございますがこれも福祉関係なんです、児童福祉、児童福祉費の中ほどに児童福祉施設費というのがございまして、これが255万4千円の減額になっております。この委託料も指定管理料でございまして、保育所の旧石見の保育所の関係の委託料、指定管理でございますが、これが208万3千円の増額、逆にくるみ学園でございますが、くるみ学園の指定管理料が463万7千円の減額、相殺しまして255万4千円の減額という実績でございます。以下事業費の確定によるものでございます。13ページ母子保健費も保健関係の扶助費の実績によります。14ページでございます。6款の農林水産業費の中ほど3農業振興費が440万2千円の減額になっておりますが、お、主なものは右の方にあります、あります補助金でございます。邑南町の農林総合事業費補助金この中に300万円、営農集団の、への補助金がございましたが国庫補助事業へ振り替えまして、21年度に廻したことがございまして、これが大きな減額要因でございます。後は椎茸ハウス等の減額がございまして合わせて410万円の減額となっております。続きまして15ページでございますが、中ほどに商工費の観光費がございしますが、これも145万1千円の減額になっております。これは先ほど歳入の繰入金のところにもございましたが、いこいの村とか香木の森の関係の修繕工

事費、冬季、あのう、大雪が降りまして施設の修繕が施工ができなくなりまして、その分の減額分でございます。

後、8款の土木費の2、道路橋りょう費でございますが、道路維持費が1千689万4千円、大幅な減額になっております。これは主に除雪費の経費が1千517万4千円、次の16ページまで渡りますけども、減額になったものが主なものでございます。16ページの道路新設改良費ですが、これが600万円減額になっております。これは、あのう、地方債のところで申しました480万円、地方債が減っておりますけども、県営事業の事業量が減ったということでございます。それから、後は、事業費の確定で、9款の消防費が中ほどにございます。これも歳入のところにございましたけども、消防団員の退職者を20名見込んでおりましたが、実際19名退職されました。その中の15名について、20人いじ、いや、20年以上のちよけ、長期の方がいらっしゃいましたので、単価が上がったがために補正の増額をしております。で、続いて10款の教育費でございますが、教育総務費の事務局費のところに、右側に補助金がございます。口羽小学校、阿須那小学校、羽須美中学校それぞれ5万円ずつ、15万円計上しておりますが、先ほど歳入のところにありました、河野先生からの寄付金をそれぞれに学校に分けているということでございます。以下、17ページについては、小学校、中学校、社会教育関係は事務費とか事業費の実績によるものでございます。続いて18ページ、5の文化財保護費ですが、これも歳入のところにありましたが、文化財の、あのう、積雪によりまして、文化財の調査ができなかったということによる減額でございます。19の補助金がございますが、ハンザケ自然観の運営補助金が135万5千円減額になっております。これは事業費の減額、人件費等の退職によったりします、そういったものの減額によるものでございます。後は事業費の確定でございます。19ページ最後になりますが、公債費の利子でございますけども、長期債の利子、そして一時借入金利子は当初予測をして計上しておりますが、これは実績により調整したものでございます。以上でございます。

●表町民課長(表正司) 番外。

●三上議長(三上徹) はい、町民課長。

●表町民課長(表正司) 議案第47号専決処分の承認を求めることについての、国民健康保険事業特別会計補正予算第5号でございます。捲っていただきまして、1ページですが、第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ930万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14、4千835万9千円とするものでございます。歳入歳出の説明につきましては、予算に関する説明書で説明いたしますので、予算に関する説明書、3ページをお開きください。3ページの歳入でございますが、まず、こんく、国民健康保険税でございます。一般被保険者700万、702万3千円の減額、退職被保険者411万2千円の増額でございます。これは異動等によるものでございます。次の国庫支出金でございますが、変更申請する段階で、の見込額を計上しとりましたが、補正係数によりまして、減額になったものでございます。国庫負担金417万8千円の減額、国庫補助金が、これ財政調整交付金でございますけども、1千170万5千円の減額がありました。4ページでございますが、県支出金についても同じ、補正係数によるものでございます。下の療養給付費8、8款の療養給付費交付金でございますが、これは退職者医療に係わるものでございまして、退職者医療費の減額によるものの減額127万4千円でございます。次の5ページでございますが、先ほどの国庫支出金、県支出金等の補正係数による大幅な減額によりまして、基金、繰入金、取り崩しを1千99万4千円するものでございます。6ページの歳出でございますが、保険給付費、療養しゅひ、療養諸費の一般被保険者給付金、給付費、退職被保険者療養給付費、その次の療養費

等は実績見込みによるものでございます。合わせて療養諸費で122万5千円の減額でございます。高額療養費の、療養費の方でございますが、一般被保険者分で133万4千円の増額、退職被保険者では319万3千円の減額、これは実績見込みでございます。次の3、4の一般被保険者合算、高額介護合算療養費、退職被保険者等高額介護合算療養費については申請がありませんでしたので全額減額させていただいております。次の7ページの保健事業でございますが、その他委託料、健診委託料になりますけども、101万8千の減額でございます。以上、歳入歳出930万1千円の減額の補正予算でございます。続きまして、議案第48号専決処分の承認を求めることについての国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号でございます。1ページをお開きいただきたいと思っております。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ193万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9千504万5千円とするものでございます。説明につきましては予算に関する説明書で説明いたしますので予算に関する説明書3ページをお開きいただきたいと思っております。まず3ページ歳入でございますが、運営費補填分として一般会計繰入金を193万円減額するものでございます。4ページの歳出でございますが、総務費の方で23万円の減額。これは主にその他、印刷製本費の諸帳簿等の減額あるいは委託料で、のレセプトコンピューター保守点検委託料の減額でございます。で、医療費の方の医薬品衛生材料費、これは薬品の方、薬品の購入費として当ててましたが、170万の減額するものでございます。合わせて、歳入歳出合わせて193万円の減額でございます。続きまして議案第49号専決処分の承認を求めることについての老人保健事業特別会計補正予算第3号でございます。1ページを見ていただきたいと思っております。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ270万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億2千448万7千円とするものでございます。説明につきましては、予算に関する説明書の3ページをお開きいただきたいと思っております。3ページ、歳入でございますが、支払基金から国庫支出金、県支出金、繰入金とありますけども、これは歳出の方の医療諸費の減額によるそれぞれの財源内訳によるものの減額でございます。4ページをお開きいただきたいと思っております。歳出の方でございますが、医療費の方のし、負担金として210万円の減額、扶助費、高額医療費等になりますけども、60万円の減額となり、しております。歳入歳出合わせて270万の減額でございます。議案、続きまして議案第50号専決処分の承認を求めることについての後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号でございます。1ページをお開きいただきたいと思っております。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ58万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2千579万1千円とするものでございます。歳入歳出の説明、説明につきましては、予算に関する説明書3ページを、でいたしますので、お開きいただきたいと思っております。3ページの歳入でございますが、保健事業委託金、これは島根県高、高齢者医療広域連合からの委託金でございます。健診に関する保健事業の委託金として58万円の減額するものでございます。4ページをお開きいただきたいと思っております。歳出でございますが、保健事業費、健診事業の、受、受診者の減によるものでございまして、58万円を減額するものでございます。歳入歳出それぞれ58万円の減額補正とするものでございます。以上、よろしく願いいたします。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●三上議長(三上徹) はい、水道課長。

●松川水道課長(松川好史) 議案第51号専決処分の承認を求めることについてでございますが、平成20年度下水道事業特別会計補正予算第5号についてご説明をいたします。1ページを開けてください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千172万7千円を減額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ10億8千826万5千円とするものでございます。主な予算の補正につきましては、後ほど予算に関する説明書でご説明いたします。地方債の補正についてでございますが、第2表地方債の補正についてご説明いたしますので、4ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債補正、起債の目的でございますが、生活排水処理事業費、事業債は補正前が4千670万円でしたが、これを4千310万円とするものでございます。生活排水資、資本費平準化債を850万を880万とするものでございます。農業集落事業債470万を460万とするものでございます。農業集落排水資本費平準化債1億9千540万円を1億9千830万円とするものでございます。下水道事業債5千960万円を5千750万円、下水道資本費平準化債7千430万円を7千560万円とするものでございます。変更分の合計といたしまして、補正前の額が3億8千920万円、補正後の額が3億8千790万円で、130万円の減額とするものでございます。地方債の合計額につきましては同額でございますので省略させていただきます。続きまして予算に関する主な説明をいたしますので、3ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入でございますが、分担金、負担金、衛生費分担金、これは20万円を増額するものでございますが、生活排水処理事業費の分担金でございます。土木費分担金につきましては235万円を増額するものでございまして、下水道事業費分担金でございます。繰入金につきましては、一般会計繰入金を1千297万7千円減額するものでございます。町債でございますが、衛生債330万円を減額いたします。それから農林水産業債280万円を増額いたします。土木債でございますが、80万円を減額いたします。歳入の合計でございますが、補正前の額10億9千999万2千円を補正後の額10億8千826万5千円とするものでございます。補正額が1千172万7千円の減額でございます。続きまして5ページ、歳出でございます。まず衛生債でございますが、生活排水処理事業一般管理費でございますが、役務費、手数料でございますが、13万5千円を減額にする。生活排水処理事業費でございます。これは委託料、工事費それぞれ精算によりまして、合計で304万9千円を減額の補正するものでございます。続きまして、農林水産業費でございます。農業集落排水事業一般管理費、まず事業費でございますが、276万3千円を減額するものでございます。これは施設修繕料を、が主なものでございます。役務費、手数料でございますが、これを汚泥引抜手数料でございまして、42万9千円を減額するものでございます。工事費につきましては入札減でございます。続きまして6ページをお開きいただきたいと思います。下水道整備費、これは工事費を212万7千円減額するものでございます。基金積立金でございますが、下水道基金積立金、これは財源、の内訳の補正でございます。公債費でございますが、元金、利子合わせまして761万4千円減額するものでございます。合計で下の段でございますが、補正前の額10億9千999万2千円でございますが、補正額が1千172万7千円の減額で、補正後の額が10億8千826万5千円とするものでございます。以上でございます。

失礼しました。6ページの公債費のところでございますが、減額補正額のところを間違えて説明しておりますので訂正させていただきます。補正額の合計補正額は311万4千円の減額補正でございます。以上でございます。

●安原情報推進課長(安原賢二) 番外。

●三上議長(三上徹) はい、情報推進課長。

●安原情報推進課長(安原賢二) 議案第52号専決処分の承認を求めることについて平成20年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号についてご説明いたします。予算書1ページをお開きください。歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ183万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ10億9千461万6千円とするものでございます。第2条地方債の変更は後ほどせん、説明いたします第2表地方債補正によるものでございます。主な変更の内容でございますが、携帯電話の伝送路の整備工事が、補正、補助対象外になったことによります財源の変更と、もう一つは、光ケーブル共架電柱数の減、減少によります減額補正でございます。4ページをお開きください。地方債の補正でございますが、情報基盤整備事業債5億3千250万円を10万円減額いたしまして、5億3千240万にするものでございます。続きまして予算に関する説明書の3ページをご覧ください。まず歳入ですが、県支出金の変更ですが、携帯電話伝送路整備工事費千800万円を補助対象外にしたことによりまして、工事費に附帯事務費を乗じて算出する補助事業の事務費が8万円減少したために、補助率に応じて県支出金を4万円減とするものでございます。繰入金にしましては、後ほど歳出の項目で説明いたしますが、共架電柱本数の減少にともなう一般会計からの繰入金を減ずるものでございます。9款の町債でございますが補助事業の事務費の減にとまいませんして補助残の財源としていた起債借入額を10万円単位で減ずるものでございます。合計183万円の歳入減額補正をするものでございます。続きまして次ぎのページの4ページ歳出の欄をご覧ください。まず総務費ですが、先ほど説明いたしました光ケーブルを共架する予定となりました、役務費の欄ですけれども96万円の減の内容ですが光ケーブルを共架する予定となっております、あとう、調査対象電柱の本数の減少にと、ともないまして減額するものでございます。使用料及び賃借料にしましては、その結果によりまして共架不要となった電柱が発生したために減額するものでございます。2款の電気通信事業の10万円の増につきましては、事業費の確定によるものでございまして、

●三上議長(三上徹) 10万円じゃあない。4万円の減。

●安原情報推進課長(安原賢二) はい、失礼しました。電気事業通信事業につきましては、賃、賃金がまい、10万円の減、消耗品が6万円の増ということでございます。以上で説明を終わります。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●三上議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) それでは引き続き議案第53号及び議案第54号の提案理由をご説明申しあげます。まず議案第53号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは地方税法等の一部改正にとまない邑南町税条例及び邑南町税条例の一部を改正する条例について所要の改正を専決処分したものでございます。次に議案第54号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは国民健康保険法施行令の一部改正及び地方税法等の一部改正にとまない邑南町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

●東税務課長(東義正) 番外。

●三上議長(三上徹) はい、税務課長。

●東税務課長(東義正) 議案第53号、邑南町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申しあげます。この度の地方税制改正は現下の社会経済情勢等を踏まえ個人住民税において住宅借入金等とくべく税、特別税額控除の創設や環境配慮型の自動車に係る自動車取得税の時限的な税制軽減措置等を講ずる外、道路特定財源の一般財源化への対応、また平成21年度評価替えにとまなう土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長など、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から地方税制の改正が行われたものでございまして地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に交付され、原則として同年の4月1日から施行されるこ

とから専決処分により改正したものでございます。説明にあたりましては広く町民の皆さまに影響が及ぶ部分、部分についてご説明を申しあげたいと思います。それ以外の条項等の説明については割愛させていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。新旧対照表を添付しておりますので合わせてご覧いただきたいと思います。さて、今回の税制改正の概要でございますが大きく6点についてご説明を申しあげたいと思います。まず第一に個人住民税における住宅借入金等特別控除についてでございます。新旧対照表の8ページから10ページをご覧いただきたいと思います。第7条の3及び第7条の3の2でございますが世界の金融資本市100年に一度と言われる混乱の中で新たな生活対策として住宅ローン減税について期限の延長と最大控除可能額が引き上げがされました。平成19年度の税制改正において税源移譲にともなう住宅ローン控除として、平成11年から平成18年までに住宅の取得等をした場合に、平成22年度から平成28年度までの間に限り、所得税から引きさ、引きさらなかった額を住民税から一定の額を限度として控除することとされましたけども、この度の改正によりまして平成21年から平成25年までの間に住宅を取得した場合においても住宅移譲にともなう、税源移譲にともなう住宅ローン控除と同様に平成22年度から平成35年度までの間に限り所得税の住宅ローン控除可能額の内、所得税から控除しきれなかった額、または所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額、まあ、これは9万7千500円が限度となりますが、そのいずれ小さい額を住民税の所得割の額から控除されるということになりました。あのう、控除限度額の算出にあたっては従来の税源移譲にともなう住宅ローン控除と同様の考えになることから、平成21年度以後に入居された方も平成18年度以前に入居された方も制度を統一して簡易な計算方法により控除限度額を求めることになりました。あわせて市町村への申告も不要とされたものでございます。ただし、あのう、山林所得を有する方や所得変動あるいは臨時所得を有する方など、一部の方については税源移譲前と税源移譲後の税率を適用して厳密に税源移譲相当額を算出する方が控除額が大きくなる場合があります。制度の統一化により納税者側に不利にならないよう、従来の条文も削除せずに平成18年度以前に入居した税源移譲にともなう住宅ローン控除の対象者に限りまして申告すれば従来の計算方法による、より控除額を算出することも可能とされました。また、この措置にともなう平成22年度以降の個人住民税の減収額については、減収補填特例交付金によりまして国費で補填されることになっております。この改正は、第7条の3の改正は平成22年4月1日から、第7条の3の2は平成22年1月1日から施行されます。第2に公的年金等からの個、個人の町民税の特別徴収についてでございます。新旧対照表の2ページから4ページをご覧いただきたいと思います。第47条の2から47の5でございますが、まとめて申しますと公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収制度につきましては、昨年平成20年の、年度の税制改正におきまして平成21年度からの制度導入が決定しております。本年21年10月の年金支給分から特別徴収を実施するということになっております。昨年度の改正では給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合は、その所得割額を公的年金所得に係る所得割額に加算して特別徴収することになっておりましたけども、今回の改正で公的年金以外の所得に係る所得については削除される。特別徴収される税額は公的年金等に係る所得のみに対するものとされたものでございます。この改正は平成21年4月1日から施行をされます。第3に上場株式等の配当及び譲渡益の個人住民税の課税についてでございます。新旧対照表の33ページの第2条第6項の上場株式等に係る課税配当所得に係る課税及び36ページから37ページの第2条第17項の上場株式等に係る譲渡所得に係る課税をご覧ください。昨年度、平成20年度の税制改正においては平成21年度以後は原則20%の本則課税といたしまして、2年間に限り、

限り100万円以下の配当及び500万円以下の譲渡益については10%の軽減税率の特例措置がありました。この度生活対策の金融資本市場安定対策として、まあ、個人の投資家が投資し易い環境を整理する観点から2年間で3年間に延長されることになりました。その結果、昨年の特例措置は適用されないまま、改正されたことになっております。本則課税は平成24年1月1日から適用されることとなります。この改正は平成21年4月1日から施行されます。第4に土地等の長期譲渡所得に係る課税の特例についてでございます。新旧対照表の21ページの第17条をご覧ください。譲渡した年の1月1日現在において所有期間が5年を超えた土地を譲渡した場合の譲渡益については3%の町民税の所、所得割が課せられますが、今回の改正により土地の需要拡大のため、個人が平成21年、22年中に取得した土地を譲渡した場合の譲渡益については所有期間が5年を超えたものに限り金額に関わらず譲渡益から1千万円の特別控除、所得控除でございますが創設されました。正確には、その年の1月1日現在において所有期間が5年を超えるものというのが対象となり、なりますから、平成27年以降の譲渡が適用対象となります。この改正は平成22年4月1日から施行されます。第5にさい、ゆう、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例です。新旧対照表の22ページ、第17条の2をご覧くださいと思います。優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得については課税長期譲、課税長期譲渡所得金額が2千万円以下の部分は2.4%、2千万円を超える部分は3%の町民税が課せられる特例措置がありますが、この適用期限が平成21年度までとなっておりましたけども、この度平成26年度まで5年間延長されることになりました。この改正は平成21年4月1日から施行されます。第6、最後でございますが、固定資産税関係の改正についてでございます。まず、固定資産税の非課税措置の拡充でございます。新旧対照表の5ページから6ページの第56条をご覧くださいと思います。医療をとりまく環境が厳しくなっている今日、あのう、看護師あるいは助産師等の医療関係者の総数確保が求められている現状を踏まえ、この医療機関の養成所に係る固定資産税の非課税措置に関し、現行非課税となっている公益社団法人、公益財団法人、公的医療機関の開設者、特定医療法人というのがありますが、これに加えまして一般社団法人及び一般財団法人、社会医療法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合及びその連合会、国家公務員共済組合及びその連合会の設置する医療関係者の養成所につきましては非課税措置を講ずることとされました。この改正は平成21年4月1日から施行されます。次に、あのう、社会医療法人が救急医療等の確保事業に要する固定資産の非課税措置の創設でございますが、新旧対照表の7ページの第58条の2をご覧くださいと思います。地域医療の崩壊など医療を取り巻く環境が一段と厳しくなっておりますけども、救急医療やへき地医療など地域において特に必要な医療の提供を行う医療法人を新たに社会医療法人としていき、位置付ける社会医療法人制度が平成19年4月1日から施行されたのをともない、受けまして、この社会医療法人の創設を促すために、設立を促すために社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産について申告することにより固定資産税を非課税とする措置が講じられることになりました。この改正は平成21年4月1日から施行されます。次に土地の固定資産税の特例措置でございますが、新旧対照表の13ページから19ページの第11条の2から第15条の2をご覧くださいと思います。ちょっと長いページになりますけども、土地の下落修正措置あるいは負担調整措置については、まあ、以前として残るふたすい、負担水準のばらつきを解消するため据置年度の平成21年度から平成23年度まで、現行の仕組みを継続させることとされました。その、この改正は平成21年4月1日から施行されます。その他の改正につきましては関係法令の改正にともなう改正あるいは条文の追加

や廃止にともなう改正でございますので省略をさせていただきたと思います。以上、改正の概要についてご説明いたしました。本条令の改正につきましては関係法令が3月30日交付施行となり、同日付で施行する必要があり、議会を招集する暇が無いと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決したものでございます。ご承認をよろしくお願いいたします。

- 三上議長(三上徹) 今、議案の説明途中でございますけども、まだまだ審議案件ございますので、ここで時間延長をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) それでは、時間延長することに決定をいたしました。

- 表町民課長(表正司) 番外。

- 三上議長(三上徹) はい、町民課長。

- 表町民課長(表正司) 議案第54号専決処分の承認を求めることについて、邑南町国民健康保険税条例の一部を改正について、ご説明申し上げます。この度の国保税条例の改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び地方税法等の一部を改正する法律等による改正に伴い邑南町における国民健康保険税条例の改正を行うものでございます。改正の概要と、といたしましては、介護納付金課税額の限度額を見直し、また2割軽減額の対象となる納税義務者要件として、納税義務者の前年からの所得状況の著しい変化がある場合、当該納税義務者を減額措置の対象から除外する措置を廃止するものでございます。具体的には新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思っております。第2条におきまして、第4項にて介護納付金課税額の限度額、改正前9万円でございますが、10万円に引き上げられたことともなう改正でございます。次の第23条でございますが、新旧対照表の2ページをご覧いただきたいと思っております。第23条第2項にある、ぜん、条文を削除するもので、まして2割軽減額の対象となる納税義務者要件として納税義務者の前年からの所得状況に著しい変化がある場合、当該納税義務者を減額措置の対象から除外する措置を廃止し、これまでの条件付軽減対象であった2割軽減について一律軽減対象とするものでございます。次の附則8項からの改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等による改正あるいは本条例の改正にともなう条項ずれによる改正でございます。本条令の改正につきましては関係法令の公布施行による地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分したものでございます。どうかよろしくお願いいたします。

- 石橋町長(石橋良治) はい、議長。

- 三上議長(三上徹) はい、石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) 議案第55号専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。このほどメキシコにおいて発生し、各国に感染の拡がりをみせ、みせております新型コロナウイルス対策のため、平成21年度邑南町一般会計補正予算第1号により歳入歳出それぞれ1千万円を増額することについて専決処分したものでございます。詳細につきましては財政課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

- 藤間財政課長(藤間修) 番外。

- 三上議長(三上徹) はい、財政課長。

- 藤間財政課長(藤間修) 議案第55号専決処分の承認を求めることについて、平成21年度一般会計補正予算第1号でございます。表紙を捲っていただきまして1ページ目でございますが、平成21年度邑南町一般会計補正予算第1号。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1千万円を追加いたしまして104億1千万円とするものでございます。歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算に

よりですが、これは、あのう、事項別明細書の方でご説明を申しあげます。捲っていただきまして予算に関する説明書、事項別明細書の3ページでございます。3ページ歳入、18款の繰入金でございます。財源につきましては基金の繰入金、財政調整基金の繰入金を1千万円充てております。続きまして歳出の方でございますが、4ページでございます。4款の衛生費、保健衛生費の予防費の方に1千万円の補正をしております。内容につきましては主なものは消耗品でございますが、これはマスクそれから防護服、ゴーグル、マスク、防護服関係のマスク、手袋、靴カバーなどの防疫服セット、それから消毒用薬剤、廃棄缶、感染患者の輸送袋、使い捨て体温計等合わせまして920万5千円を計上しております。残りの79万5千円については、関係の事務費を計上しとるものでございます。以上でございます。

- 三上議長(三上徹)** 以上で、提出者からの提案理由の説明を終わります。これより、質疑に入ります。始めに、議案第46号に対する質疑を許します。本件の質疑につきましては、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹)** 無いようでございますので、議案第46号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第47号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹)** 無いようでございますので、議案第47号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第48号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 亀山議員(亀山和巳)** 議長。

- 三上議長(三上徹)** 9番、亀山議員。

- 亀山議員(亀山和巳)** はい、これの4ページの歳出の方の4ページですが、これは医薬材料費が減ったということで170万円の減額になっておりますが、これは予想するに受診者が少ないがために薬代とかが、あのう、減ったということで理解をできるんですが、そうしたときに今度、収入の方で、歳入の方で、そして受診者が少ないということは診療収入が少のうなるんじゃないか思うんですが、その方の補正はなくて、運営費の補填で1千930万減額になっております。この今言いました、歳出で170万の減額の理由が受診者の減少ということで理解して良いものかどうか、それとその受診者の減少と歳入の方の減額との関係が、これで良いのかどがあなかいところを教えてください。

- 表町民課長(表正司)** 番外。

- 三上議長(三上徹)** はい、町民課長。

- 表町民課長(表正司)** 受診者の減少いうことを、まあ、十分把握はしてはしてませんが、あのう、まあ、これ受診やったものの中で医薬品の方が、あのう、まあ、購入を控えたいうか、まあ、購入、医薬品は、まあ、受診の中でやっとなるわけですけども、あのう、まあ、薬をそれ以上買わないで済んだいうことで減額でございます。と、また、その診療収入との関係も、ちょっと今、あれです

が、あのう、まあ、(4～5語、聞き取れず) こういった節約分と言うて良いんか、あれですが、あのう、そんな関係で、この運営費補填ということの減額補正を組んだものでございます。

●**三上議長(三上徹)** はい、よろしゅうございますか。はい、その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

●**三上議長(三上徹)** 無いようでございますので、議案第48号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第49号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

●**三上議長(三上徹)** はい、無いようでございますので、議案第49号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第50号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●**三上議長(三上徹)** 無いようでございますので、議案第50号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第51号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●**三上議長(三上徹)** 無いようでございますので、議案第51号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第52号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●**三上議長(三上徹)** 無いようでございますので、議案第52号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第53号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

●**三上議長(三上徹)** はい、無いようでございますので、議案第53号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第54号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**三上議長(三上徹)** はい、14番。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 新旧対照表のですね。2ページですが、あのう、先ほども説明を受けて、あのう、確認なんですけれども、あのう、今度法改正が行われて7割、5割、2割軽減の、あのう、2割軽減がこれまで申請減免だったのが、あのう、もう、あのう、申請じゃなくて、あのう、自動的に、あのう、減免される制度に変わったと思います。で、そのためにこのことが無くなったというふうに思いますが、そういうふうに理解して良いかどうかということと、あのう、2割軽減の申請減免で、あのう、まあ、要するに去年の収入よりも著しく所得の変動というのが逆に、その高くなった場合のときに、その2割軽減が対応、対象にしないよっていうことの確認ですよ。2割軽減の対象から外すという問題は、申、だから申請の減免があるわけで、で、そういう意味では、あ

のう、まあ、申請をわざわざしなくても良くなったということで、その実際の事務経費ですよ。今は全部本人さんに通知を送って返送してくださいと。異動がないですかっていうことで確認をするということをやっていますが。その点の事務とかは、どれぐらい浮く感じがします。それと、あのう、実際にその2割軽減の申請で補足してる状況ですよ。要するにぜんようで全部ちゃんと帰ってきて、町の方ではこの人達は2割軽減なるよっという人が、例えば100世帯あったとして、その内全部を帰ってきて100、100世帯全部補足して軽減できてますよっという状況か、そのへんの感触っていうか、まあ、実、実際そのデータが無いと思いますから、どんなふうを受け止めてらっしゃるか。その3点確認も含めてお願いします。

●表町民課長(表正司) 番外。

●三上議長(三上徹) はい、町民課長。

●表町民課長(表正司) 私の方から、あれは、今、長谷川議員さん言われるように2割の申請については、去年しなくて良いようになりました。で、こうしま、こういった条件付きの、当該条件を削除するということで、まあ、一律2割軽減するということは今回の条例改正でございます。で後段言われた、あのう、事務の軽減等については、まあ、邑南町の場合、あのう、私の方は国保医療の方、事務の方を預かっていすけども税の方は税務課の方でやってもらっていますので、ちょっと事務の軽減については私の方から、ちょっと、あのう、答弁を、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

●東税務課長(東義正) 番外。

●三上議長(三上徹) はい、税務課長。

●東税務課長(東義正) まあ、事務の軽減、今までは、あのう、申請に基づいて行われておりましたけども、今度は、こ、こちらの方で全て調べましてですね、まあ、通知をするということになると思いますので、まあ、若干は事務が増えるんだなあというふうに思っております。以上でよろしいでしょうか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●三上議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、逆なんじゃあないです。これまでは2割軽減の対象になる人をリストアップして、今年に入ってから異動は、前年度から今年に入って著しい所得の変動がありませんかっていう問い合わせをして、ありませんという返事もらって2割軽減の対象にしていたっていう事務をやったんです。で、です著しい変化っていうのは急に下がったという意味じゃあなくて、ねえ、2割軽減の対象の所得だったけれども急に所得が上がりましたよと、だから軽減対象から外しますよっっていうことこの条文なんですよ、これは。で今回はそれを今、もう自動的に7割とか5割軽減と同じように、もうその所得を捕捉したらストレートにできるんです。で、ストレートにできるのに何故しないのかいうて、ずーとやってきたんです。無駄な金を掛けてると。だからそれが無くなるはずだから、その分は経費が下がるんじゃないですかということを行っているんです。で、その補足率がどれぐらいなのかっていうことと2点を聞いているんです。

●東税務課長(東義正) 番外。

●三上議長(三上徹) はい、税務課長。

●東税務課長(東義正) 失礼しました。まあ、おっしゃられるとおり、あのう、今度は少しは軽減になるんだというふうに思ってますが、まあ、あのう、補足につきましてはですね。まあ、あのう、皆さんが該当になるようにですね、まあ、しっかりやっていかにああいけんとは思っておりますが、

まあ、それしか無いと思います。はい。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●三上議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 皆さんが、あのう、該当できるように、あのう、しっかりやっていかなあいかんじゃあなくて、今度は自動減免です。自動的にその所得を割ったら減免なんですよ。だから100%今度は補足なんです。だからこれまではどうだったでしょうかっていう話を聞いてるんですが、あのう、まあ、私はその問題を言ってるのは役場から変な葉書が来たよと、問い合わせが来たよと。今年に入って所得が変動してませんかみたいなあって、変動していません言うて書いて出さなあいかん。何でこんな問い合わせが来るんですかっていうことが、やっぱり何度もあったんです。だからそのことを理解せずに返送してなかったり、その逆に変動がありましたみたいなこと逆に勘違いして書いたりっていうことが事務的には無かったでしょうかっていう話です。まあ、ぜひそのへんも気をつけて、まあ、今度は、まあ、私が言っていたように今度はもう申請減免じゃありませんので自動的に処理していくように確実に補足してほしいと思います。以上です。

●三上議長(三上徹) はい、回答ありませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) はい。

●三上議長(三上徹) はい、その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

●三上議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第54号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第55号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●三上議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第55号に対する質疑を終わります。以上で、議案第46号から議案第55号までの質疑はすべて終了いたしました。これより、議案の討論、採決に入ります。始めに、議案第46号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●三上議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●三上議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第46号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●三上議長(三上徹) はい、全員賛成。したがって、議案第46号専決処分の承認を求めることについて、平成20、20年度邑南町一般会計補正予算第6号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●三上議長(三上徹) 続きまして、議案第47号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございますか。

(「なし」の声あり)

●三上議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●三上議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案

第47号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●三上議長(三上徹) はい、全員賛成。したがいまして、議案第47号専決処分の承認を求めることについて、平成20年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●三上議長(三上徹) 続きまして、議案第48号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●三上議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●三上議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第48号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●三上議長(三上徹) はい、全員賛成。したがいまして、議案第48号専決処分の承認を求めることについて、平成20年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●三上議長(三上徹) 続きまして、議案第49号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●三上議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●三上議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第49号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●三上議長(三上徹) はい、全員賛成。したがいまして、議案第49号専決処分の承認を求めることについて、平成20年度邑南町老人保健事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●三上議長(三上徹) 続きまして、議案第50号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●三上議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●三上議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第50号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●三上議長(三上徹) はい、全員賛成。したがいまして、議案第50号専決処分の承認を求めることについて、平成20年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●三上議長(三上徹) 続きまして、議案第51号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第51号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 三上議長(三上徹) はい、全員賛成。したがって、議案第51号専決処分の承認を求めることについて、平成20年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

- 三上議長(三上徹) 続きまして、議案第52号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第52号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 三上議長(三上徹) はい、全員賛成。したがって、議案第52号専決処分の承認を求めることについて、平成20年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

- 三上議長(三上徹) 続きまして、議案第53号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第53号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 三上議長(三上徹) はい、全員賛成。したがって、議案第53号専決処分の承認を求めることについて、邑南町、邑南町税条例等の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

- 三上議長(三上徹) 続きまして、議案第54号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第54号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 三上議長(三上徹) はい、全員賛成。したがって、議案第54号専決処分の承認を求めることについて、邑南町国民健、健康保険税条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたし

ました。

- 三上議長(三上徹) 続きますので、議案第55号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第55号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 三上議長(三上徹) はい、全員賛成。したがって、議案第55号専決処分の承認、承認を求めることについて、平成21年度邑南町一般会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで、暫時休憩といたします。自席にてお待ちください。

—— 午後 5 時 1 0 分 休憩 ——

—— 午後 5 時 1 1 分 再開 ——

(追加日程の配布)

~~~~~○~~~~~

#### 日程の追加 議長発議

- 三上議長(三上徹) 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど、各常任委員会委員長、議会運営委員長並びに各特別委員会委員長より閉会中の継続調査の付託について申出が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第20として、議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査の付託についてを日程に追加、追加し、追加日程第20として、議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第20 閉会中の継続調査の付託

- 三上議長(三上徹) 追加日程第20、閉会中の継続調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 閉会宣告

- 三上議長(三上徹) 以上で、本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 三上議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は本日をもって閉会すること

に決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成21年第3回邑南町議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦勞さんでございました。

—— 午後 5 時 1 3 分 閉会 ——